

第5章 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査対象者数（推計）

本市国民健康保険が実施する特定健康診査の対象者数の推計です。

（単位：人）

年齢区分	性別	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
40歳～ 49歳	男性	5,184	5,139	5,088	5,003	4,875	4,722
	女性	4,647	4,596	4,545	4,461	4,328	4,202
50歳～ 59歳	男性	4,682	4,775	4,875	5,014	5,192	5,358
	女性	4,831	4,908	4,952	5,082	5,206	5,142
60歳～ 69歳	男性	11,823	11,353	10,860	10,631	10,474	10,430
	女性	14,194	13,604	13,100	12,667	12,458	12,323
70歳～ 74歳	男性	8,129	8,650	9,214	9,674	9,526	8,939
	女性	8,984	9,432	9,968	10,591	10,600	9,965
合計	男性	29,818	29,917	30,037	30,322	30,067	29,449
	女性	32,656	32,540	32,565	32,801	32,592	31,632
	計	62,474	62,457	62,602	63,123	62,659	61,081

（注）・対象者数はコホート変化率法により算定された人口推計を基礎に、平成29年4月1日現在の性別・年代別の国保加入率を乗じて得た人数です。

・各年次とも4月1日（特定健診対象者の基準日）の人数です。

2 特定健康診査受診者数（推計）

（単位：人）

年齢区分	性別	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
40歳～ 49歳	男性	692	791	892	999	1,091	1,160
	女性	893	1,020	1,150	1,289	1,407	1,497
50歳～ 59歳	男性	903	1,032	1,164	1,304	1,424	1,514
	女性	1,277	1,459	1,645	1,843	2,012	2,140
60歳～ 69歳	男性	4,126	4,714	5,316	5,956	6,503	6,915
	女性	6,483	7,407	8,352	9,358	10,218	10,866
70歳～ 74歳	男性	3,256	3,720	4,194	4,699	5,131	5,457
	女性	4,236	4,840	5,458	6,114	6,676	7,100
合計	男性	8,977	10,257	11,566	12,958	14,149	15,046
	女性	12,889	14,726	16,605	18,604	20,313	21,603
	計	21,866	24,983	28,171	31,562	34,462	36,649
受診率		35%	40%	45%	50%	55%	60%

（注）男女別受診者数は、平成28年度の性別・年代別受診率を基礎に配分しています。

3 特定保健指導対象者数（推計）

（単位：人）

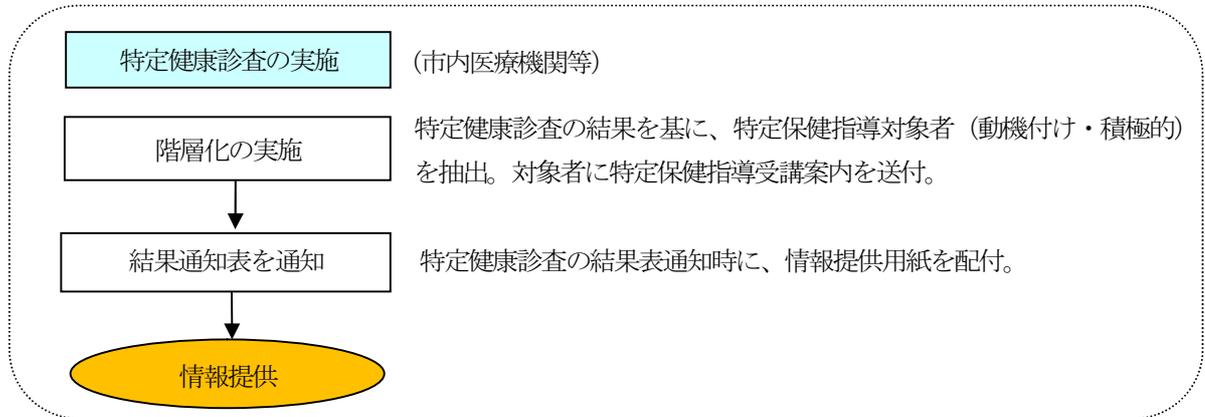
年齢区分	性別	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
40 歳～ 49 歳	男性	184	211	237	266	290	309
	女性	70	80	90	100	110	117
50 歳～ 59 歳	男性	211	242	272	305	333	354
	女性	112	128	144	162	176	188
60 歳～ 69 歳	男性	699	798	901	1,009	1,102	1,171
	女性	419	478	539	604	661	702
70 歳～ 74 歳	男性	413	471	532	596	650	692
	女性	210	240	271	304	331	352
合 計	男性	1,507	1,722	1,942	2,176	2,375	2,526
	女性	811	926	1,044	1,170	1,278	1,359
	計	2,318	2,648	2,986	3,346	3,653	3,885

（注）男女別対象者数は、平成 28 年度の性別・年代別該当率を基礎に配分しています。

第6章 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査の実施方法

(1) 実施フロー



(2) 実施概要

- ・対象者 40歳から74歳の被保険者
- ・受診券の様式 A4両面印刷
- ・受診券の交付時期 4月末
- ・案内方法 対象者に受診券を送付
- ・実施期間 5月1日～1月31日まで
- ・実施形態 個別契約による外部委託
医療機関健診、医療機関人間ドック同時実施、集団健診、JA集団人間ドック同時実施
- ・健診結果 医療機関で説明（医療機関健診）もしくは本人に通知（集団健診）

(3) 検査項目

基本項目	詳細項目
<ul style="list-style-type: none"> ・問診、理学的検査 ・身体計測（身長、体重、腹囲） ・血圧測定 ・尿検査（尿蛋白・尿糖） ・血液検査（肝機能・血中脂質・糖代謝） ・血清クレアチニン、血清尿酸、e-GFR 	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査（12誘導心電図） ・眼底検査 ・貧血検査（赤血球・血色素量・ヘマトクリット値） *一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

(4) 事業主健診の受領方法

ア 対象者

豊橋市国民健康保険加入者の内、特定健康診査に相当する事業主健診等を受診した者。

イ 方法

他の法令に基づく健診のほか、人間ドック等特定健康診査以外の健診を受診した場合で、受診者本人から特定健康診査項目の健診データが紙面により提出されたときは、特定健康診査を受診したものとみなし、受領します。

受領した結果は、特定健診等データ管理システムに入力し、特定保健指導対象者には受講案内を送付します。

(5) 特定健康診査受診率向上のための取組みと評価指標（毎年評価をします）

課題	取組み項目	取組み内容と評価指標			
全体の受診率の低さ	①ポスター掲示等による啓発	取組み内容	公共施設、医療機関に加え、新たにコンビニ等でのポスターの掲示範囲を拡大し、広い年齢層への周知を行います。また、毎年6月の強化月間に合わせ、市役所や保健所でパネル展示を行います。		
		現状 (平成28年度)	ポスター掲示枚数306枚 パネル展示6月		
		評価指標		目標	
		実施体制	事業実施に十分な予算の確保ができたか	不足なし	
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	啓発の認知度向上	
		実施状況	ポスター掲示枚数 パネル展示期間	適正な枚数 強化月間の1か月間掲示	
		成果	特定健康診査受診率	60%（平成35年度）	
	②広報誌による啓発	取組み内容	医療費通知、国民健康保険のお知らせ、広報とよはし、JA広報誌等を活用し、啓発を行います。		
		現状 (平成28年度)	広報回数12回		
		評価指標		目標	
		実施体制	事業実施に十分な予算の確保ができた	不足なし	
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	啓発の認知度向上	
		実施状況	広報機会の回数	適正な回数	
		成果	特定健康診査受診率	60%（平成35年度）	
	③企業との連携による啓発	取組み内容	民間企業や他団体と連携し、企業で働く国保被保険者の事業主健診について啓発を行います。		
		現状 (平成28年度)	事業主健診結果受領数42件		
		評価指標		目標	
		実施体制	事業実施に十分な予算の確保ができた	不足なし	
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	啓発の認知度向上	
		実施状況	勧奨した企業件数 連携した企業件数 事業主健診結果受領数	増加 増加 増加	
		成果	特定健康診査受診率	60%（平成35年度）	

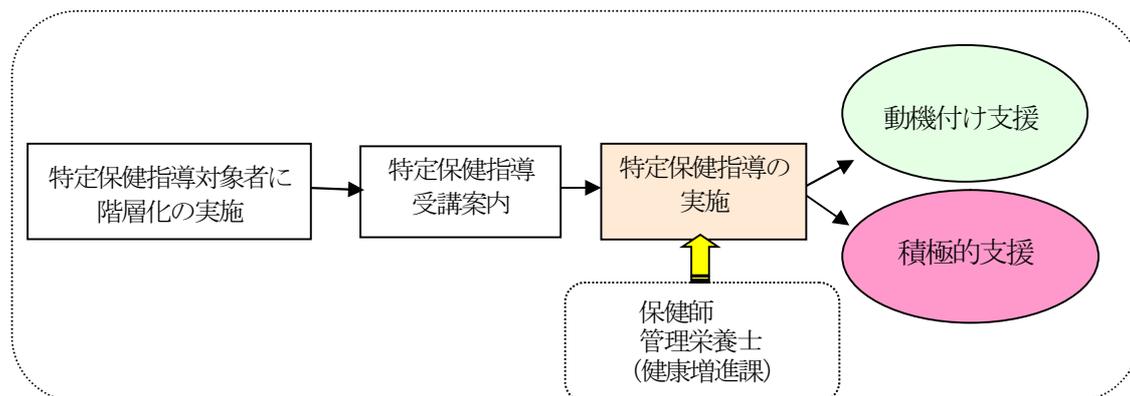
課題	取組み項目	取組み内容と評価指標		
全体の受診率の低さ	④【新規】地域での啓発	取組み内容	地域での健康づくり事業等活動を通し、地区組織と協同して啓発を行います。	
		現状 (平成28年度)	—	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	啓発の認知度向上
		実施状況	啓発回数	適正な回数
		成果	特定健康診査受診率	60% (平成35年度)
地域別受診率の格差	⑤【新規】医療機関への個別勧奨	取組み内容	特定健康診査受診率の低い地域を中心に、個別に特定健康診査実施医療機関に訪問し、通院中の患者やその家族に、健診の受診勧奨をするよう協力を依頼します。	
		現状 (平成28年度)	—	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	医師の反応により内容の適切さを確認	医師の肯定的な反応
		実施状況	勧奨した個別医療機関数	10か所以上
		成果	特定健康診査受診率	60% (平成35年度)
年代別受診率の向上	⑥はがきによる受診勧奨	取組み内容	受診率が低い40～50歳代を中心に、はがきを中心とした個別の通知により、特定健康診査の受診を促します。	
		現状 (平成28年度)	18,000人	
		評価指標		目標
		実施体制	事業実施に十分な予算の確保ができた	不足なし
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	受診者の肯定的な反応
		実施状況	はがき送付数	40～50歳代の前年度未受診者(電話勧奨対象者を除く)
		成果	はがき勧奨対象者の特定健康診査受診率 特定健康診査受診率	10% 60% (平成35年度)

課題	取組み項目	取組み内容と評価指標		
年代別受診率の向上	⑦電話による受診勧奨	取組み内容	国民健康保険への新規加入者が多い60歳代や、受診間隔の空いた人等に電話による受診勧奨を実施し、毎年健診を受診するよう定着を図ります。	
		現状 (平成28年度)	21,357人 (外部委託)	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な専門職を確保ができたか 事業実施に十分な予算の確保ができたか	不足なし 不足なし
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	啓発の認知度向上
		実施状況	電話勧奨対象者の特定健康診査受診率 電話勧奨による接触率	10% 70%
		成果	特定健康診査受診率	60% (平成35年度)
	⑧イベント等での啓発	取組み内容	各種イベントを利用して受診勧奨を行います。	
		現状 (平成28年度)	イベント啓発回数5回	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか 事業実施に十分な予算の確保ができたか	不足なし 不足なし
		実施過程	集団健診受診者の反応や受診動機により内容の適切さをアンケートで確認	啓発の認知度
		実施状況	イベントでの啓発回数	適正な回数
		成果	特定健康診査受診率	60% (平成35年度)
健診の充実	⑨がん検診と同時実施の集団健診	取組み内容	がん検診と同時実施可能な集団健診日の設定や、女性限定の健診日を設けるなど、健診の充実に努めます。	
		現状 (平成28年度)	がん検診同時4回(肺・胃がん検診各2回) 女性限定0回	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	集団健診受診者の反応により内容の適切さをアンケートで確認	受診者の肯定的な反応
		実施状況	がん検診と同時実施の回数が適切であったか、開催日ごとの定員充足率 がん検診同時実施及び女性限定健診の回数	80% 適正な回数
成果	特定健康診査受診率	60% (平成35年度)		

課題	取組み項目	取組み内容と評価指標		
健診の充実	⑩【新規】 集団健診の利便性向上	取組み内容	予約不要の集団健診日の設定等により、健診を受診しやすい環境を整えます。	
		現状 (平成28年度)	—	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	集団健診受診者の反応により内容の適切さをアンケートで確認	受診者の肯定的な反応
		実施状況	集団健診の実施場所や日程が適切であったか、開催日ごとの定員充足率 予約不要の集団健診開催回数	80% 適正な回数
成果	特定健康診査受診率	60% (平成 35 年度)		

2 特定保健指導の実施方法

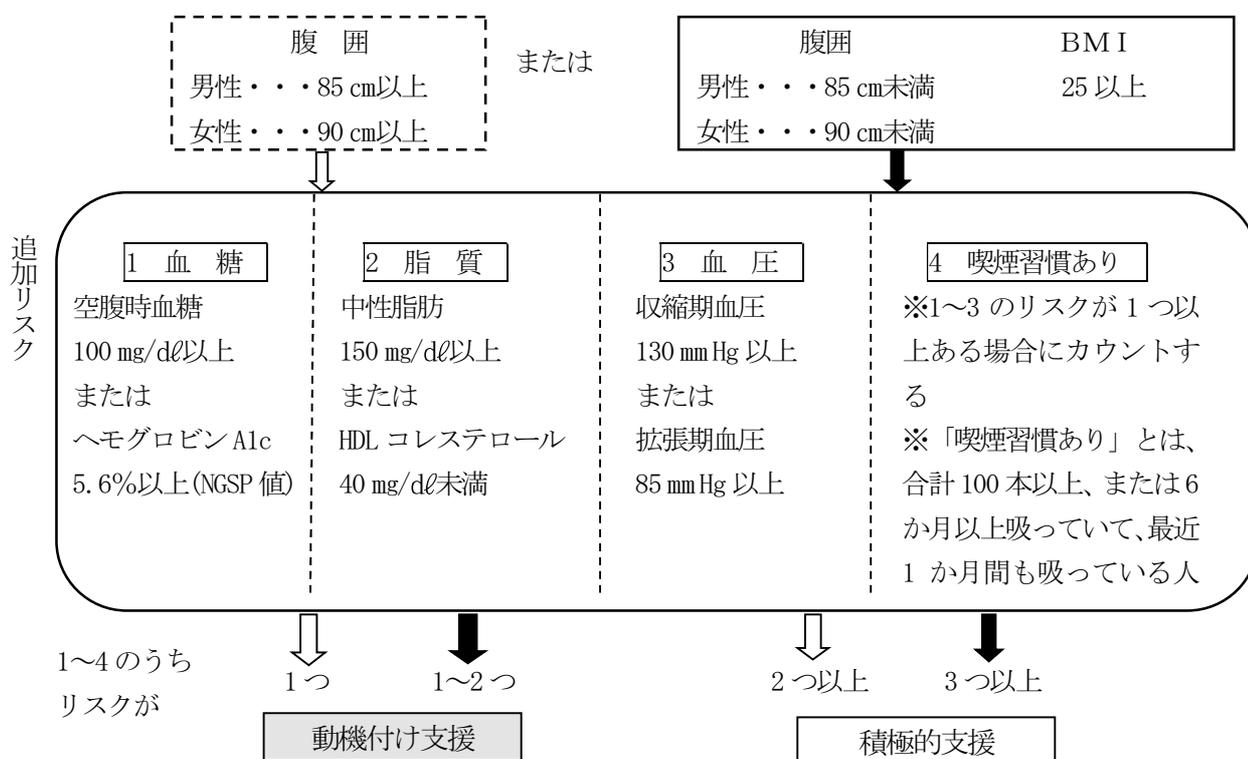
(1) 実施フロー



(2) 実施概要

・対象者

特定健康診査の結果から下記の階層化により抽出された方。



・案内方法：対象者に受講案内を通知

・実施期間：6月～翌年5月

・実施形態：市直営（健康増進課）

・指導区分：動機付け支援（個別・集団コース）……………原則1回の面接支援を行います

：積極的支援（個別コース）……………初回面接後、3か月以上の継続した支援を行います

※積極的支援に該当した方のうち、65歳以上の方は動機付け支援とします。

※特定健康診査受診時に、糖尿病、脂質異常症、高血圧に対する薬剤治療を受けている方は特定保健指導の対象としません。

(3) 特定保健指導のプログラム

動機付け支援		積極的支援	支援内容の流れ (例)
個別支援	グループ支援	個別面接	<p>【初回面接】(1週間目) 体重、腹囲測定、メタボリックシンドロームや生活習慣改善の必要性、健診結果、生活習慣振り返り、行動目標設定等</p> <p>【グループ支援A】(4週目) 120ポイント 栄養教室 食事の基本・バランス弁当、目標の再設定等</p> <p>【グループ支援A】(8週目) 120ポイント 運動教室 運動実践、目標の再設定等</p> <p>【電話支援B】(12週目) 10ポイント 目標の確認と励まし</p> <p>【電話支援B】(15週目) 10ポイント 目標の確認と励まし</p> <p>【評価】(4か月目) 手紙等による腹囲・体重・生活改善状況の評価</p> <p>【終了後支援】(6か月目) 電話等による生活習慣改善の実践状況のフォロー</p>
↓	↓	グループ支援A	
↓	↓	グループ支援A	
↓	↓	電話支援B	
評価	評価	電話支援B	
↓	↓	評価	
終了後支援	終了後支援	終了後支援	

健診時から体重3%以上減少した者についてはインセンティブの提供

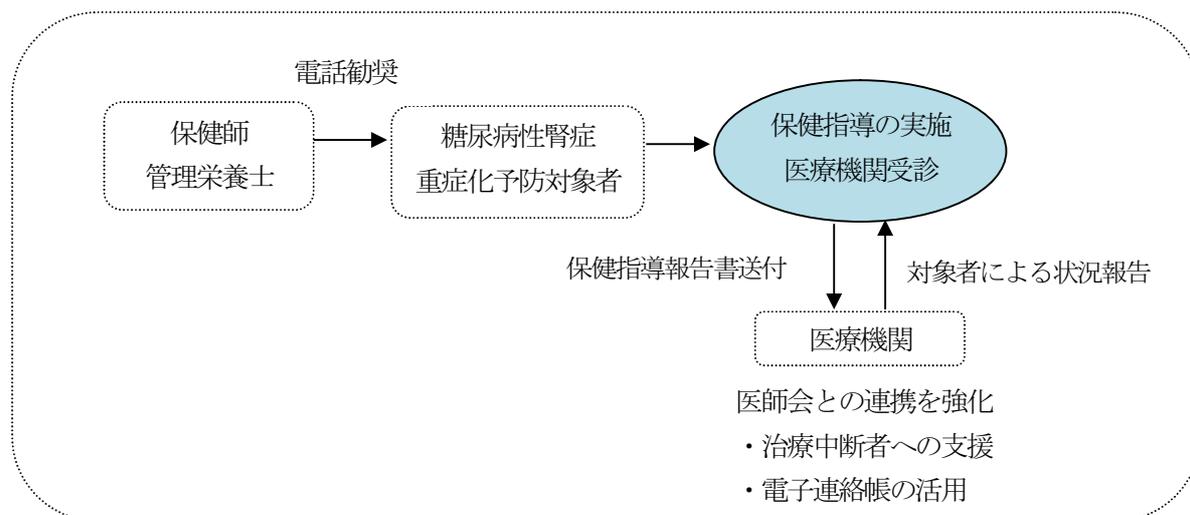
(4) 特定保健指導実施率向上のための取組みと評価指標（毎年評価をします）

課題	取組み項目	取組み内容と評価指標		
実施率の低さ	① 【新規】 集団健診当日の初回面接	取組み内容	集団健診の当日に、特定保健指導の対象と見込まれる者に対し初回面接の分割実施を行い、実施率の向上を図ります。	
		現状 (平成28年度)	—	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	集団健診実施事業者と協力して、正しく特定保健指導対象者の選定を実施できたか	対象を正しく選定
		実施状況	集団健診当日に特定保健指導対象と判明した者の内、特定保健指導初回面接利用者の割合	60%
		成果	特定保健指導実施率	60% (平成 35 年度)
	②実施体制の見直し	取組み内容	特定保健指導の実施体制について、委託や訪問を含め毎年見直しを行い、受講しやすい環境を整備します。	
		現状 (平成28年度)	随時	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	特定保健指導対象者が受講しやすい環境を整備できたか	特定保健指導対象者の肯定的反応
		成果	特定保健指導実施率	60% (平成 35 年度)
	③ 【新規】 医療機関への個別勧奨	取組み内容	特定保健指導対象者の多い健診実施医療機関を中心に個別訪問し、特定保健指導の受講勧奨をするよう協力を依頼します。	
		現状 (平成28年度)	—	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	医師の反応により内容の適切さを確認	医師の肯定的な反応
		実施状況	勧奨した個別医療機関数	10 か所以上
		成果	特定保健指導実施率	60% (平成 35 年度)

課題	取組み項目	取組み内容と評価指標		
実施率の低さ	④電話による受講勧奨	取組み内容	特定保健指導未受講者に対し、電話勧奨を実施します。未受講理由で「自分で取組む」という理由の者に対しても、健診結果の丁寧な説明により保健師や管理栄養士の保健指導を受講するよう促します。	
		現状 (平成28年度)	電話勧奨数1,400件	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	特定保健指導対象者の反応により内容の適切さを確認	特定保健指導対象者の肯定的な反応
		実施状況	電話勧奨対象者の特定保健指導予約率 電話勧奨による接触率	20% 70%
		成果	特定保健指導実施率	60% (平成35年度)
該当者割合の減少	⑤指導内容の充実	取組み内容	対象者の行動変容ステージや個別性に合わせた指導を実施します。また、研修等を利用した保健指導従事者のスキルアップに努めます。	
		現状 (平成28年度)	随時	
		評価指標		目標
		実施体制	研修受講に必要な予算の確保ができたか	不足なし
		実施過程	特定保健指導受講者の指導内容に対する反応により内容の適切さを確認	特定保健指導受講者の肯定的な反応
		成果	特定保健指導実施率 特定保健指導該当者の減少率 特定保健指導終了時の体重と腹囲の変化	60% (平成35年度) 減少 受講者平均値の減少

3 糖尿病等の重症化予防の実施方法

(1) 糖尿病性腎症重症化予防実施フロー



(2) 糖尿病性腎症重症化予防対象者 (※対象者の選定は見直すことがあります。)

特定健康診査の結果で以下の条件を満たす者

ア HbA1c 6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上

イ 尿蛋白陽性または30ml/分/1.73m²≤eGFR<60ml/分/1.73m²

ウ 特定保健指導対象者 (37ページ参照)

エ レセプトで糖尿病受診歴なし、または、治療中断者 (保険者が健診結果を受領した時点)

(3) 糖尿病性腎症重症化予防実施方法

特定保健指導に加え以下の内容を実施

ア 初回指導：確実な受診による血圧・血糖管理の必要性、セルフコントロールにより、透析の回避もしくは遅延が可能になることを説明。

イ 継続支援：減塩指導・肥満者における減量指導・禁煙をはじめとする衛生管理を中心に対象者の状況に合わせた保健指導を、電話、面接、グループ支援により行う。

ウ 情報共有：初回面接後に依頼文と保健指導報告書を、保健指導終了後に通知文と保健指導報告書を主治医へ送付。また、糖尿病連携手帳により、対象者から検査結果を得る。

(4) 糖尿病等の重症化予防のための取組み（毎年評価をします）

課題	取組み項目	取組み内容と評価指標			
高血糖の者の割合が多い	①要医療者への受診勧奨	取組み内容	特定健康診査の結果で受診勧奨判定値以上の対象者に、電話や手紙により医療機関への受診を促します。		
		現状 (平成28年度)	勧奨対象者1,213人（勧奨率100%）		
		評価指標		目標	
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし	
		実施過程	マニュアルを作成し、適切な対象者が抽出できているか	わかりやすいマニュアル作成	
		実施状況	勧奨対象者への勧奨率	100%	
		成果	医療機関受診率	100%	
	②糖尿病性腎症重症化予防	取組み内容	糖尿病性腎症重症化予防対象者に勧奨を行い、保健指導を実施します。また、電子連絡帳を活用するなど、医師会等との連携を段階的に強化し、特定健康診査未受診者で糖尿病の治療中断者についても保健指導を実施できるよう体制を整えます。		
		現状 (平成28年度)	糖尿病性腎症重症化予防に関する保健指導受講者8人		
		評価指標		目標	
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし	
		実施過程	保健指導受講者の情報を主治医と共有できているか	受講者全員の情報共有	
			電子連絡帳の活用状況 糖尿病対策推進会議等と連携しているか	活用している 連携している	
		実施状況	糖尿病性腎症重症化予防対象者の保健指導利用率	100%	
糖尿病性腎症重症化予防対象者の医療機関受診率	100%				
成果	糖尿病性腎症重症化予防対象者への勧奨率	100%			
	特定健診受診者のうち HbA1c7.0%以上の者の割合	減少			

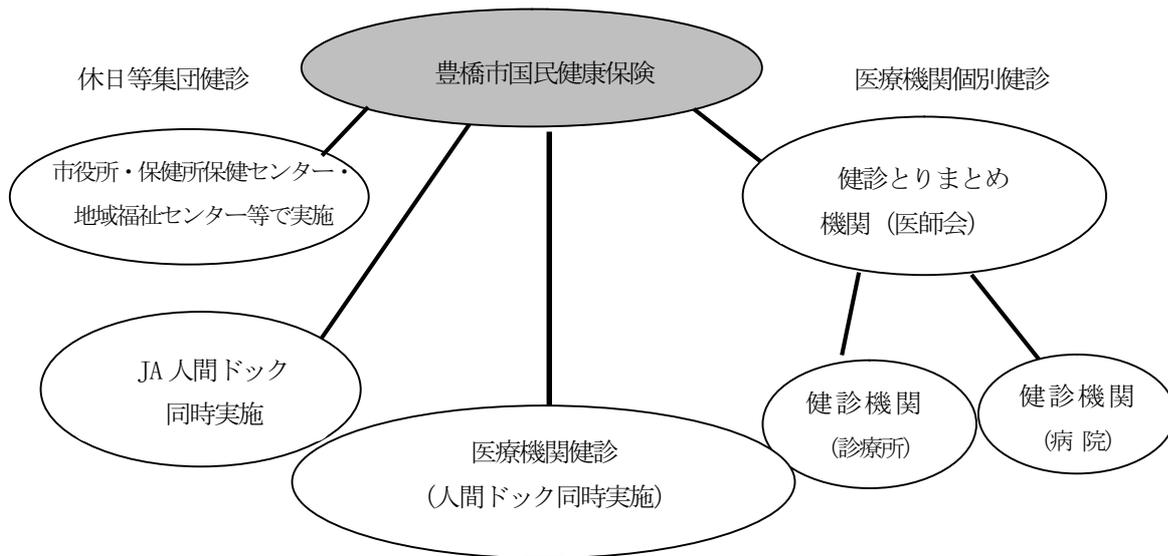
課題	取組み項目	取組み内容と評価指標		
高血糖の者の割合が多い	③医師会との連携強化	取組み内容	健診や医療費の状況について医師会に情報提供し、健康課題について共通の認識を図ります。	
		現状 (平成28年度)	随時	
		評価指標		目標
		実施体制	実施可能な職員数の確保ができたか	不足なし
		実施過程	必要時に適切な情報提供を行ったか確認	医師の肯定的な反応
		実施状況	医師会へ情報提供を行った回数	必要時
		成果	特定健康診査受診者のうち HbA1c7.0%以上の者の割合	減少
特定保健指導対象者ではない者への意識付け	④対象者個人に合わせた情報提供	取組み内容	健診受診者に対し、健診結果に基づいた生活習慣の改善について意識づけを行うことができるような情報提供用紙を配布します。	
		現状 (平成28年度)	健診結果通知時に情報提供用紙を全員に配付	
		評価指標		目標
		実施体制	事業実施に十分な予算の確保ができたか	不足なし
		実施過程	受診者の反応により内容の適切さを確認	受診者の肯定的な反応
		実施状況	情報提供用紙の配布率	100%
		成果	特定健康診査受診者のうち HbA1c7.0%以上の者の割合	減少

4 特定健康診査の外部委託等の方針

特定健康診査は、外部に委託して実施します。かかりつけ医等身近な地域での健診や各種人間ドックとの同時実施や休日健診を実施します。

また外部委託の実施にあたっては、被保険者の利便性を考慮した対応と質を確保するため、厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」を満たしている機関に委託します。

特定健康診査における委託方法



■代行機関

特定健康診査等の実施に関し、下記代行機関に事務委託をします。

代行機関名	愛知県国民健康保険団体連合会
所在地	愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号
委託業務内容	費用決済処理業務 共同処理業務 マスタ管理業務

5 特定健康診査・特定保健指導の年間スケジュール

区 分	特定健康診査		特定保健指導		広報・その他
	特定健康診査	未受診者対策	特定保健指導	未受講者対策	
4月	対象者抽出 受診券送付				実施計画公表 (第3期計画)
5月	↓				ホームページ
6月		電話 勧奨			強化月間啓発
7月				電話 勧奨	国保運営協議会
8月					
9月					
10月					国保運営協議会
11月		はがき による 勧奨			法定報告
12月					JA ふれあいフェスタ
1月					
2月					
3月					

(注) 上記スケジュールは、平成30年度の予定ですので、今後変更することがあります。

第7章 個人情報の保護

特定健康診査等の記録の取扱いについては、個人情報保護の観点から次のとおり適切に対応します。

1 個人情報の保護対策

(1) 守秘義務規定及びガイドライン等の遵守

ア 特定健康診査等で得られる個人情報の取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法によるほか、個人情報の保護に関する法律及び同法第7条第1項の規定に基づく個人情報の保護に関する基本方針並びにガイドラインを踏まえた対応を行うとともに、豊橋市個人情報保護条例等を遵守し、適切に取扱うものとします。

(ガイドライン)

○ 個人情報の保護に関する法律

○ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」

○ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」

イ 特定健康診査等を受託した事業者についても、アと同様の取扱いとするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

ウ 特定健康診査等を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理します。さらに、これらを取扱う者に対して、その内容の周知を図ります。

2 特定健康診査・特定保健指導の記録、データの保管・管理体制

特定健康診査等の電子データ管理は、愛知県国民健康保険団体連合会の「特定健診等データ管理システム」により行います。また、データの保存期間は原則5年とします。

データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、個人情報保護の厳重な管理、目的外使用の禁止等を委託先との契約書に定めます。

第8章 計画の公表・周知

1 計画の公表方法

この計画は、本市ホームページで公表します。

2 特定健康診査等の普及啓発

特定健康診査の受診率、特定保健指導実施率の向上に向けて、広報とよはし、ポスター、ホームページの活用など、複数の方法により効果的な普及啓発を図ります。

第9章 計画の評価及び見直し

1 評価方法

KDB等を活用し、可能な限り客観的な数値結果に基づいて、目標達成状況及びその経年変化の推移等について毎年評価を行います。

2 評価の実施報告

評価結果は、豊橋市国民健康保険運営協議会に毎年度報告します。

3 計画の見直し

評価により進捗状況や目標との乖離などを把握し、目標の達成に向けて課題整理を行います。計画の見直しは、事業全体が検証できる体制により実施し、次年度の取組みにいかします。

第10章 その他関連事項

1 事業主との連携

事業主が行う保健事業と協力・連携し、事業所における生活習慣病に関する情報や特定健康診査・特定保健指導に関する情報の掲示やパンフレット等の配布を行い、事業主との連携・協力体制を構築します。

2 他の健診との連携

特定健康診査とがん検診の同時実施の体制を継続します。

3 後期高齢者医療保険の健診との連携

愛知県後期高齢者医療広域連合の行う健康診査との連携を図り、当該年度に75歳になる方も、特定健康診査と同様の健康診査を受診できるよう実施します。

4 地域包括ケアに係る取組み

新規介護保険認定者は、生活習慣病に関連する疾病の保有率が高いことから、KDB等を活用してハイリスク群・予備群等の抽出を行い、特定健康診査や重症化予防事業により、対象者にアプローチします。

5 実施体制の確保

特定保健指導に係る人材育成・確保に努めます。

資料

1 用語解説

用語	説明
LDL (エルディール) コレステロール	血液中に含まれる脂質の量から、動脈硬化の危険度を調べます。脂質代謝の指標となります。 LDLコレステロールは、増加すると血管壁に蓄積し、動脈硬化を引き起こす原因となるため、「悪玉コレステロール」といわれています。
生活習慣病	不適切な食事や運動不足、喫煙、飲酒等の生活習慣に起因すると考えられる病気（糖尿病、高血圧症、脂質異常症等）をいいます。
積極的支援 (特定保健指導)	メタボリックシンドロームのリスクが高い方に、「初回の面接による支援」、「3か月以上の継続的な支援」、「評価」を行います。初回面接のあと3か月以上の継続的な支援を行うことにより、内臓脂肪の減少をめざします。
特定健康診査	厚生労働省により、平成20年4月から健康保険組合や国民健康保険等の保険者に実施が義務づけられました。40歳から75歳未満の医療保険の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した、生活習慣病予防のための健診です。
特定健康診査受診率 (特定健康診査実施率)	特定健康診査対象者の内、特定健康診査受診者の割合をいいます。
特定保健指導	特定健康診査の結果、厚生労働省が定める基準値に該当する方を対象に行われます。生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、医師、管理栄養士、保健師が生活習慣を見直すサポートを実施するものです。
特定保健指導実施率	特定保健指導対象者の内、特定保健指導終了者の割合をいいます。
動機付け支援 (特定保健指導)	メタボリックシンドロームのリスクが出てきた方に、「初回の面接による支援」、「評価」を行います。原則1回の個別面接（20分以上）等を行い、生活習慣改善のための目標を立て、実践を促します。
HbA1c (ヘモグロビンエイリナー)	血液中の赤血球にあるヘモグロビンにブドウ糖が結合したもので、過去1～3か月の血糖の状態を知る検査です。数値が高くなると、糖尿病やその合併症の危険性が高まります。
メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)	お腹のまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常の危険因子を2つ以上もった状態をメタボリックシンドロームといいます。 重なる危険因子の数が多ければ多いほど、命にかかわる心臓病や脳卒中を発症する危険性が高まります。
有所見率	健診項目について、何らかの異常を認める方の割合をいいます。

豊橋市国民健康保険 保健事業実施計画
(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月発行

豊橋市 健康部 保健所 健康増進課
〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地
電話 (0532) 39-9141 FAX (0532) 38-0770